## つくば市建設コンサルタント等業務最低制限価格取扱要領新旧対照表

改正前 改正後 第1条一第3条 (略) 第1条一第3条 (略) (最低制限基本価格の算定基準) (最低制限基本価格の算定基準) 第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる建設コンサルタント等業務の種類 第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる建設コンサルタント等業務の種類 ごとに当該各号において定める額の合計額(当該合計額が見積書比較価格(予定 ごとに当該各号において定める額の合計額(当該合計額が見積書比較価格(予定 価格に 110 分の 100 を乗じて得た額をいう。以下同じ。) に 100 分の 80 を乗じて 価格に 110 分の 100 を乗じて得た額をいう。以下同じ。) に 100 分の 80 を乗じて 得た額を超える場合にあっては当該100分の80を乗じて得た額(当該額に1万円 得た額を超える場合にあっては当該100分の80を乗じて得た額(当該額に1万円 未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、当該合計額が見積書比 未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、当該合計額が見積書比 較価格に 100 分の 60 を乗じて得た額以下の 場合にあっては当該 100 分の 60 較価格に 100 分の 60 を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該 100 分の 60 を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた 額)とし、これら以外の場合にあって当該合計額に1万円未満の端数を生じたと 額)とし、これら以外の場合にあって当該合計額に1万円未満の端数を生じたと きは、これを切り捨てた額とする。) に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。 きは、これを切り捨てた額とする。) に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。 (1) — (6) (略) (1) — (6) (略) 2-3 (略) 2-3 (略)

第5条 (以下略)

第5条 (以下略)